

納品（輸送）について

納品後の動作確認

機器受領後、7 営業日以内の動作、付属品等の確認をお願いします。

事故貨物等に対する損害賠償の請求期間

1. 貨物に関する損害賠償の請求は、次にあげる各号の期間内に文書をもって行わなければならない。

- (1) 一部滅失または毀損の場合は、貨物受取の日から 7 営業日
- (2) 延着の場合は、貨物到着日から 7 営業日
- (3) 不着の場合は、その事実を知り、またはその事実を知ることができると想定される日から 14 営業日

2. 当社は、前項の期間内に請求のない場合はその賠償の責を負いません。

リチウム電池使用の電子計測器における輸送

リチウム電池またはリチウム電池使用製品を航空輸送する際は、航空法の規制対象となります。輸送する貨物により、やむを得ず陸上輸送となる場合、当初予定している輸送日数（1 日～2 日）を超える場合があります。

免責事項

当社が校正を行った機器において、納品後ユーザーが受領後 14 営業日を経過したあとの故障に関して、当社は校正による影響はないものとして一切の責任を負いません。